



環廃産発第 1310291 号
平成 25 年 10 月 29 日

大阪市長 殿

環境大臣



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理については、貴市において処理事業を行う日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）への指導監督をはじめ、環境モニタリングや、PCB廃棄物処理事業監視部会等を通じたPCB廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

JESCOによるPCB廃棄物処理は、北九州事業の開始により、平成 16 年に始まりましたが、全国 5 事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題に対応した結果、処理の進捗に遅れが生じており、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に定める事業の完了の予定時期までの処理が困難となっています。このために各方面の方々に御心配をおかけしていることを国としても重大なことと受け止めております。こうした事態に至ったことは、全国的な処理体制の確保を統括する立場にある国として誠に遺憾であります。

環境省では「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成 24 年 8 月。PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会）に基づき、今後の処理体制等について検討してきました。その結果、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理し、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で定める処理期限を守るためには、JESCO各事業所の能力を相互に活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、これを実現できるように、下記に示す事項について基本計画を変更したいと考えています。

環境省としては、今後、JESCOにおける処理について一層の安全確保に努めるとともに、下記期限内に確実に処理が終わるよう関係機関とも連携し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取組を強化してまいります。

貴市には、処理施設の立地を受け入れていただき、これまで、安全な操業及び処理推進に対する御協力をいただいておりますが、新たな処理体制の構築に当たり、改めて御協力をお願いせざるを得ない状況となっています。

つきましては、PCB廃棄物の処理が地球環境の保全及びわが国の環境の保全を図る上で極めて重要であることを御理解いただき、下記事項について御検討いただきますようお願いいたします。

願いたします。

記

1. J E S C O大阪事業の処理対象物について

これまで高濃度P C B廃棄物の処理については、J E S C O 5事業所において、それぞれ事業対象地域を定めて処理を行うこととしているが、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで一日も早い円滑な処理が可能となる。今後は、当該処理対象物に限り、従来の事業対象地域を越えて各事業所の能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとしたい。

また、安定器等・汚染物については、早期に処理体制を確保するため既存のJ E S C O処理施設の活用を図ることとしたい。

このため、今回変更する基本計画において、J E S C O大阪事業の処理対象物として以下の廃棄物を追加することとしたい。

- (1) 豊田事業の事業対象地域に保管されている車載型トランスの一部
- (2) 北海道事業及び豊田事業の事業対象地域に保管されている特殊コンデンサの一部
- (3) 大阪事業の事業対象地域に保管されている安定器等・汚染物のうち小型電気機器の一部

一方、以下の処理対象物について、他の事業所において処理を行うこととしたい。

- (4) 大阪事業の処理対象区域に保管されているポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部について、豊田事業において処理を行う。
- (5) 大阪事業所において発生するP C Bを含む廃粉末活性炭の一部について、東京事業において処理を行う。
- (6) 大阪事業所において発生する二次廃棄物の一部について、北九州事業において処理を行う。
- (7) 大阪事業の事業対象地域に保管されている安定器等・汚染物（一部の小型電気機器を除く。）について、北九州事業において処理を行う。

2. J E S C O大阪事業の処理完了の予定時期について

平成 36 年度末